

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）新旧対照表

改正後

現行

（自動販売機等管理者の要件）

**第7条** 次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ、条例第13条第1項に規定する図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機管理者（以下「自動販売機等管理者」と総称する。）となることができない。

(1) 未成年者 でないこと。

(2)～(4) （略）

（自動販売機等管理者の要件）

**第7条** 次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ、条例第13条第1項に規定する図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機管理者（以下「自動販売機等管理者」と総称する。）となることができない。

(1) 20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人 でないこと。

(2)～(4) （略）

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）新旧対照表

改正後

現行

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

(表)

(表)

自動販売機等設置届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
届出者 氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の〕  
所在地及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり自動販売機等(自動販売機・自動貸出機)を設置したいので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第1項の規定により届け出ます。

図書等(がん具刃物等)自動販売貸付業者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の設置場所	
設置場所の提供者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
設置場所の所有者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名)
自動販売機等管理者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の機種及び製造番号	機種 製造番号
自動販売機等により販売し、又は貸し付けようとする物の種類	
販売(貸付け)開始予定月日	

自動販売機等設置届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
届出者 氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の〕  
所在地及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり自動販売機等(自動販売機・自動貸出機)を設置したいので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第1項の規定により届け出ます。

図書等(がん具刃物等)自動販売貸付業者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の設置場所	
設置場所の提供者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
設置場所の所有者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名)
自動販売機等管理者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の機種及び製造番号	機種 製造番号
自動販売機等により販売し、又は貸し付けようとする物の種類	
販売(貸付け)開始予定月日	

添付書類

- 1 自動販売貸付業者の住民票の抄本(法人にあつては、その定款の写し及び登記事項証明書)
- 2 自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の所有者の設置承諾書

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 自動販売貸付業者の住民票の抄本(法人にあつては、その定款の写し及び登記事項証明書)
- 2 自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の所有者の設置承諾書

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）新旧対照表

改正後

現行

第5号様式(第8条関係)

第5号様式(第8条関係)

(表)

(表)

自動販売機等届出事項変更届出書		年 月 日
鹿児島県知事	殿	
届出者	住所	
氏名	氏名	
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕		
電話番号		
次のとおり自動販売機等に係る届出事項に変更があつたので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第2項の規定により届け出ます。		
自動販売機等の届出済証番号		
自動販売機等の設置場所		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

自動販売機等届出事項変更届出書		年 月 日
鹿児島県知事	殿	
届出者	住所	
氏名	氏名	印
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕		
電話番号		
次のとおり自動販売機等に係る届出事項に変更があつたので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第2項の規定により届け出ます。		
自動販売機等の届出済証番号		
自動販売機等の設置場所		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 法人の代表者の変更にあつては、変更に係る登記事項証明書
- 2 自動販売機等管理者の変更にあつては、変更後の自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の変更の場合であつて、変更後の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有であるときは、当該設置場所の所有者の設置承諾書

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 法人の代表者の変更にあつては、変更に係る登記事項証明書
- 2 自動販売機等管理者の変更にあつては、変更後の自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書
- 3 設置場所の変更の場合であつて、変更後の設置場所が自動販売貸付業者以外の所有であるときは、当該設置場所の所有者の設置承諾書

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）新旧対照表

改正後

現行

第6号様式(第8条関係)

自動販売機等使用廃止届出書	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
届出者	住 所
	氏 名
	—
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕	
次のとおり自動販売機等の使用を廃止したので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第2項の規定により届け出ます。	
自動販売機等の届出済証番号	
自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	年 月 日

第6号様式(第8条関係)

自動販売機等使用廃止届出書	
年 月 日	
鹿児島県知事	殿
届出者	住 所
	氏 名
	印
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕	
次のとおり自動販売機等の使用を廃止したので、鹿児島県青少年保護育成条例第14条第2項の規定により届け出ます。	
自動販売機等の届出済証番号	
自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	年 月 日

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。